

提案条例説明資料

（追加提出分）

令和 7 年 3 月
浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 35 号
2	題名	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課に関する基準等が見直されたため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 基礎賦課限度額の改正（第 18 条の 6、第 22 条及び第 22 条の 4 関係） （改正前）65 万円 （改正後）66 万円 2 後期高齢者支援金等賦課限度額の改正（第 18 条の 6 の 12、第 22 条及び第 22 条の 4 関係） （改正前）24 万円 （改正後）26 万円 3 低所得者に対する保険料の軽減措置における所得判定基準の改正（第 22 条関係） (1) 5 割軽減の対象世帯の所得判定基準における被保険者数に乘ずる金額の引上げ （改正前）29 万 5,000 円 （改正後）30 万 5,000 円 (2) 2 割軽減の対象世帯の所得判定基準における被保険者数に乘ずる金額の引上げ （改正前）54 万 5,000 円 （改正後）56 万円
5	施行期日等	1 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日 2 経過措置 改正後の条例の規定は、令和 7 年度以後の保険料について適用し、令和 6 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

提案条例説明資料

担当部名称 消防本部

1	議 案 番 号	議案第 36 号																					
2	題 名	浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例																					
3	目的・理由	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の改正が行われるため、所要の改正を行うものです。																					
4	概 要	1 非常勤消防団員の補償基礎額の改正（第 5 条及び別表関係） <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上 20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr><tr><td>団長及び副 団長</td><td>12,900 円 (12,500 円)</td><td>13,700 円 (13,350 円)</td><td>14,500 円 (14,200 円)</td></tr><tr><td>分団長及び 副分団長</td><td>11,300 円 (10,800 円)</td><td>12,100 円 (11,650 円)</td><td>12,900 円 (12,500 円)</td></tr><tr><td>部長、班長 及び団員</td><td>9,700 円 (9,100 円)</td><td>10,500 円 (9,950 円)</td><td>11,300 円 (10,800 円)</td></tr></table> ※（ ）は改正前 2 消防作業従事者等の補償基礎額等の改正（第 5 条関係） (1) 補償基礎額 （改正前）9,100 円 （改正後）9,700 円 (2) 増額可能な限度額 （改正前）1 万 4,200 円 （改正後）1 万 4,500 円 3 扶養の状況に係る補償基礎額の加算額の改正（第 5 条関係） (1) 配偶者 （改正前）1 人につき 217 円			階級	勤務年数			10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	団長及び副 団長	12,900 円 (12,500 円)	13,700 円 (13,350 円)	14,500 円 (14,200 円)	分団長及び 副分団長	11,300 円 (10,800 円)	12,100 円 (11,650 円)	12,900 円 (12,500 円)	部長、班長 及び団員	9,700 円 (9,100 円)	10,500 円 (9,950 円)	11,300 円 (10,800 円)
階級	勤務年数																						
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上																				
団長及び副 団長	12,900 円 (12,500 円)	13,700 円 (13,350 円)	14,500 円 (14,200 円)																				
分団長及び 副分団長	11,300 円 (10,800 円)	12,100 円 (11,650 円)	12,900 円 (12,500 円)																				
部長、班長 及び団員	9,700 円 (9,100 円)	10,500 円 (9,950 円)	11,300 円 (10,800 円)																				

		(改正後) 1 人につき 100 円 (2) 22 歳までの子 (改正前) 1 人につき 333 円 (改正後) 1 人につき 383 円 4 その他規定の整理
5	施行期日等	1 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日 2 経過措置 改正後の条例の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。